

「論点整理（案）について」の意見

原田正樹（日本福祉大学）

○地域共生社会の理念・概念の再整理について

・共生の権利性を明記することは不可欠である。そのうえで障害者基本法、認知症基本法にある「共生社会（ノーマライゼーション）」と、「地域共生社会（ケアリングコミュニティ）」の相違点を明示すべきである。また地域共生社会を創出していくのは地域住民だけに押し付けられるものではなく、行政や社会福祉法人や市民活動等、多様なセクターが協働していくことが重要。

・「地域づくり」の範囲・解釈が拡張している。第6条第2項の「地域再生」との相違点を明確にすること。生活困窮者自立支援、重層的支援体制整備事業でいう「地域づくり」はソーシャルサポートネットワークを構築するといった福祉ニーズを軸にした福祉コミュニティを想定している。包括的支援体制は地域再生も視野に入れた福祉分野以外との連携を含んでいる。「地域づくり」には、個を包摂し支えあうことができる地域づくりと、社会構造の変化や政治的課題を含む地域課題を解決していく地域づくりといった側面がある。社会福祉法として位置付けるにあたって実践的、あるいは構造的な整理が必要ではないか。

○包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方について

・重層的体制整備事業と生活支援体制整備事業が、市町村において有機的に連携できていない。そのことは包括的支援体制と地域包括ケアシステムも同様である。包括的支援体制に、医療・保健分野との実態的連携が欠けているのは介護保険制度の諸事業との連携ができていないからである。重層未実施の自治体が、職員や組織間の連携だけならともかく、法的根拠なく各法別の事業を財源（補助金）も含めて一体的執行ができるか不安である。（ただし重層実施自治体が必ずしも出来ているわけでもない）

・「支援会議」の活用については、未実施の自治体にとっても重要なことであり、迅速に普遍化すべきだと考える。

・重層的支援体制整備事業の課題を論点として検証することは不可欠である。しかし3月12日の社会・援護局主管課長会議では、すでに多機関協働事業等に係る交付基準額の見直しが公表されており、これまで行政と丁寧にプロセスを踏み協議しながら積み上げてきた市町村社協などは突然の大幅な減額に困惑している。人件費にもかかわることであり激変緩和が必要ではないか。

・こうした重層的支援体制整備事業が十分な効果が確認できないとしたら、国の研修の在り方、都道府県の支援の在り方に大きな課題がある。都道府県による支援方策についても格差が大きい。統一した市町村への支援基準と各々のコンサルテーションが可能な力量をつける必要がある。

・生活困窮者自立支援は福祉事務所設置自治体であり、重層的支援体制整備事業は市町村であるという「ねじれ」の解消が必要ではないか。都道府県（群）福祉事務所の機能の再編、あるいは複数の市町村による広域福祉事務所の設置を認めるなど、人口減少を見越した福祉行政機能の検討が必要ではないか。

・地域福祉計画にもとづいて関係者が進行管理を協議して「検証・見直し」について共有していく過程は必要である。ただし評価サイクルがPDCAでよいかは疑問である。これまでもPDCAにすることで、評価できる基準だけが先行し、結果として課題解決だけが優先されてきた。伴走型支援であるとか、体制構築（連携）や地域づくりは常に対象が固定化しているわけではなく、かつプロセスを重視しようとするものである故に、PDCAサイクルには馴染まないことが多い。

ただしそのことは評価や指標が必要ないということではない。数値化できにくいものについては、ナラティブに対応事例（個人情報保護は前提）を市民に対して公表するなど、当該事業の取り組みについて説明責任を果たす必要はある。

・包括的支援体制や重層的支援体制整備事業の究極的な目的や評価は、地域共生社会に近づけたかどうかであり、その指標を検討すべきではないか。孤独・孤立の実態把握調査、ウェルビーイング関連の調査などは参考になるのではないか。

・若者支援については、「困難を抱える若者」だけに対象を限定せず、ひろく若者福祉のあり様を検討すべきではないか。かつて「勤労者福祉」（現在は福利厚生事業が主）や公民館での青年活動などは若者の仲間づくりや学習会、趣味やボランティア活動などが盛んに為されていた。地域の青年団や消防団も解散が相次ぐなか、家と職場の間の居場所（サードプレイス）づくり、若者を支えるユースワーカーの配置などを促していく必要があるのではないか。

・「地域共生社会」の推進にあたって、政府全体で取り組む政策に位置付けることは賛成である。類似した政策が各省庁にあり、それぞれが縦割りのまま市町村に降ろされている現状からして、閣議決定された「地域共生社会」については、府省庁横断的に取り組めるように働きかける必要がある。

○身寄りのない高齢者等に関する課題への対応について

・相談窓口として、特別な窓口を設置するよりも既存の窓口を活用することは賛成であるが、身寄りのない人たちが地域生活課題を抱えてからの対応では遅い場合があるのではないか。身寄りのない高齢者等が急増することを考慮すると、課題はなくても将来への不安といった段階で、気軽に相談ができる予防的な窓口が身近にあることが大切になるのではないか。

・新日自事業（仮称）を実施する場合、身上監護的な支援機能を地域でどのようにできるのかも検討する必要があるのではないか。また地域でサービスが選択できるようになることが望ましいが、社会資源が少ない地域においても第三者による事業評価が公開されるような仕組みが必要ではないか。

○社会福祉法人等の協働化・大規模化等の在り方について

・それぞれの地域において社会福祉法人等が地域ニーズに対応できるように多機能化できる支援が必要ではないか。また「地域における公益的な取り組み」の公表について、各法人だけではなく所管行政等がその取り組みを広く市民に公表（周知）するような仕組みが必要ではないか。